

【シンガポール事務所】COVID-19 にかかる所管国の対応状況（2021年3月1日10:00現在）

※表中の括弧書きの日付は発表日

国名・感染者数等 ()は2月17日 からの増加分	出入国規制	その他（国内対策等）
インドネシア ・感染者： 1,334,634名 (100,675名) ・死亡者： 36,166名 (2,570名)	<ul style="list-style-type: none"> ●ビジネス関係者等を中心に、ビザ及び滞在許可発給を再開（10月11日） ●10月26日からシンガポールとの間で、重要なビジネス及び公的な目的に限り、往來を再開することに同意（10月12日） 2021年 <ul style="list-style-type: none"> ●2月9日から当面の間、滞在許可保持者等を除き、全外国人の入国の一時停止措置を延長（2月9日） ※この期間に例外的に入国する者には、出発前3日以内の陰性証明書提示や到着時及び到着後5日以降のPCR検査等の義務付け、陰性の場合も14日間の自主隔離を推奨 	<ul style="list-style-type: none"> ●5月29日以降も緊急事態宣言を延長（5月27日） 2021年 <ul style="list-style-type: none"> ●2月23日から3月8日まで、ジャワ島内全州（ジャカルタ特別州ほか5州）及びバリ島の一部地域で実施中の小規模単位の活動制限※を延長（2月19日） ※感染世帯の多い地域に町内会の隣組単位で活動の制限を課すもの ●2月9日から当面延長されていた、バリ島へ入域する者の陰性証明書の提示義務、ジャワ島の州・県・市を超えて移動する者への検査・陰性証明書の提示義務等のうち、バリ島へ入域する者の陰性証明書の提示義務を3月8日まで延長（2月22日）
カンボジア ・感染者： 820名 (341名) ・死亡者： 0名 (0名)	<ul style="list-style-type: none"> ●タイとカンボジアの国境が貨物を除き閉鎖（3月22日） ●ビザ免除措置、観光ビザ、到着ビザ発給停止を無期限延長（4月16日） ●8月1日からマレーシアとインドネシアからの航空便の着陸を当面停止（7月27日） ●8月13日からフィリピンからの航空便の着陸を当面停止（8月11日） ●12月12日から当面、滞在期間14日以内の渡航者の入国時隔離免除を停止し、再び全入国者に14日間の施設隔離を義務付け（12月4日） 2021年 <ul style="list-style-type: none"> ●感染拡大しているベトナムとの国境で、入国者の検査や隔離を含む防疫措置を強化（2月4日） 	2021年 <ul style="list-style-type: none"> ●2月22日から、集団感染が発生した首都プノンペンと周辺の一部地域で学校、映画館、美術館等を2週間閉鎖（2月20日） ●全国でジムを当面閉鎖（2月26日）
シンガポール ・感染者： 59,936名 (126名) ・死亡者： 29名 (0名)	<ul style="list-style-type: none"> ●一部の政府・企業等幹部の海外出張について、一定の条件下で帰国後の隔離免除を試験的に実施（9月23日） ●11月18日から入国前14日以内に低リスク国（*¹2記載の国）以外の国への渡航歴がある者（国民、永住権者除く）に陰性証明書（3日以内）の提示を義務化（11月10日） ●ベトナムとの間で、重要なビジネス及び公的な目的に限った往來再開に向けて協議を加速すると発表（12月15日） 2021年 <ul style="list-style-type: none"> ●1月4日から入国前14日以内に英国、南アフリカへの渡航歴がある外国人の入国及びトランジットを禁止（1月1日） ●日本の緊急事態宣言が解除されるまで、日本とのビジネス往來を停止（1月15日） ●1月18日から建設、海事等に従事する一部の新規入国者について、抗体検査が陽性（抗体有）の場合、隔離免除（1月16日） ●1月19日から入国前14日以内に英国、南アフリカへの渡航歴がある国民、永住権者に入国後14日間の施設隔離に加えて7日間の自主隔離を義務化（1月16日） ●1月25日から全ての渡航者（国民、永住権者含む）に入国直後のPCR検査を義務化（隔離措置終了後のPCR検査義務は継続）（1月16日） ●2月18日から、滞在を専用施設に限定する等、一定の条件下で、全世界（英国、南アフリカを除く）から、重要なビジネス及び公的な目的に限った短期渡航者の受け入れを開始（2月18日） 	<ul style="list-style-type: none"> ●6月2日から3段階に分けて行動規制を緩和していく方針を発表。6月2日から始まるフェーズ1では、小売店や一部のサービスを除き、感染可能性の低い業種の事業所や学校を段階的に再開（5月19日） ●6月19日からフェーズ2に移行し、一定の条件下での外食や小売業再開、5人までの集会等を許可。また、6月29日から学校（高等教育機関除く）を完全再開（6月15日） ●10月1日から政府の承認を受けた上で、参加者上限250人等の一定の条件下でMICEを試験的に許可（9月7日） ●9月28日から事業所に対する規制緩和（全職員の半数まで出勤を許可等）を行うほか、映画館及び一部の宗教施設、結婚式の上限人数を10月から順次引き上げ（9月23日） ●12月以降、政府への申請等一定の条件下で、試験的に実施しているライブ公演等の収容上限を250人に引上げ（11月13日） ●12月28日からフェーズ3に移行し、8人までの集会等を許可、ショッピングモール等の収容可能人数を引き上げ（12月14日） 2021年
	【参考：隔離及びビジネス往來の現状】 * ¹ 入国前にブルネイ、ニュージーランド、豪州、中国本土、台湾で14日間滞在していた渡航者について、PCR検査等を課した上で入国後の隔離を免除 * ² 入国前にマカオで14日間滞在していた渡航者を自宅等で入国後7日間隔離 * ³ 入国前にスリランカ、タイ、フィジー、香港、ベトナムで14日間滞在していた渡航者を入国後14日間自宅等で隔離（隔離期間中は政府が支給する電子追跡デバイスを常時着用（12歳未満は免除）） * ⁴ 入国前14日以内に英国、南アフリカへの渡航歴がある外国人の入国及びトランジットを禁止（国民、永住権者には到着後のPCR検査及び14日間の施設隔離） * ⁵ 上記* ¹ ~* ⁴ 以外の国（日本を含む）・地域からの渡航者を入国後14日間施設隔離 * ⁶ 中国（上海等6都市・省）、ブルネイとの間で、重要なビジネス及び公的な目的に限り往來を再開	
タイ ・感染者： 25,951名 (1,165名) ・死亡者： 83名 (1名)	<ul style="list-style-type: none"> ●7月1日から労働許可証保有者、外国人学生等に入国を認めるとともに、各種防疫措置等※を実施（6月30日） ※入国時に陰性証明書（3日以内）及び入国承認状を提示。入国後、14日以上施設隔離と2回のウイルス検査を実施。 ●ABTC（APEC域内を頻繁に出張するビジネス関係者に発行される特別なカード）保持者の入国を許可（9月28日） ●10月20日からプーケット等での外国人観光客の受入を再開（10月10日） 2021年	<ul style="list-style-type: none"> ●6月15日から全土の夜間外出禁止措置を解除（6月12日） ●7月1日から学校を再開（6月27日） 2021年 <ul style="list-style-type: none"> ●1月4日からバンコクを含む多くの地域で、学校、ショッピングモール、娯楽施設等を閉鎖（1月3日） ●1月22日からバンコクで学校、ショッピングモール、娯楽施設等を再開（カラオケ、バー等は引き続き閉鎖）（1月21日） ●3月31日までCOVID-19対策の非常事態宣言を延長（2月23日）
フィリピン ・感染者： 576,352名 (24,106名) ・死亡者： 12,318名 (794名)	<ul style="list-style-type: none"> ●全在外公館においてビザ発給を一時的に停止するとともに、ビザ免除措置を一時的に停止（3月19日） ●10月21日から、一定の条件を満たしたフィリピン人について、旅行目的の海外渡航を許可（10月15日） 2021年 <ul style="list-style-type: none"> ●2月1日から、変異種が確認された日本を含む36か国・地域からの入国停止措置を解除し、特定の条件下での入国を許可（1月30日） ●2月18日から、有効なビザを所有する全ての外国人の入国を許可（2月18日） 	<ul style="list-style-type: none"> ●災害事態宣言を2021年9月まで延長（9月18日） ●11月28日から、フィリピン国内の空港を使う全ての旅客に対して、政府が指定する追跡アプリの使用を義務化（10月27日） ●商業施設、公共交通機関等に対して、安全性を示すシールの貼付、建物入口への接触者追跡用QRコードの提示を義務化（12月4日） ●住居外でのマスク及びフェイスシールドの着用を義務化（12月14日） ●一部の州間バス（長距離バス）の運行を再開（12月14日） 2021年 <ul style="list-style-type: none"> ●3月1日から31日まで、各地域のコミュニティ隔離レベルを見直した上で隔離措置を継続（2月27日）

<p>ブルネイ</p> <p>・感染者： 186名 (2名)</p> <p>・死亡者： 3名 (0名)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●住民は特別な理由がない限り、出国禁止（3月16日） ●外国人の入国禁止（トランジット含む）（3月23日） ●シンガポールとの間で、重要なビジネス及び公的な目的に限り、往來を再開することに同意（9月1日） ●10月8日から日本との間で長期滞在者の往來を再開（9月25日） <p>2021年</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●8月3日からモスク、その他の宗教施設等の活動範囲を拡大（7月22日） ●8月17日から再開済みの小、中、高校等の教育機関、飲食店、スポーツ施設、博物館等の活動範囲を拡大（8月13日） ●9月7日から再開済みの高齢者向け施設の活動範囲拡大及び350名までの集會を許可（9月3日） ●9月28日から再開済みのゲーム施設、水泳用プール等の活動範囲を拡大（9月24日） <p>2021年</p>
<p>ベトナム</p> <p>・感染者： 2,311- 2,448名 (137名)</p> <p>・死亡者： 35名 (0名)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●ラオス、カンボジアとの国境を閉鎖（3月31日） ●7月1日以降、日本を含む80か国へのビザ発行を決定（5月26日） <p>2021年</p> <ul style="list-style-type: none"> ●変異種が確認された国からの航空便受入れ停止（1月6日） ●感染者が確認されたベトナム北東部のヴァンドン国際空港を一時閉鎖（1月28日） 	<p>2021年</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ハノイ近郊に位置する市中感染が発生した都市でロックダウン実施（1月28日） ●ホーチミン市では、飲食店や映画館、スポーツ施設の營業を停止する等、感染防止措置を更に強化（2月8日） ●ハノイ市では、カフェ等の營業を停止するなど、感染防止措置を更に強化（2月15日） ●ハイフォン市では、各種行事の開催や飲食店等の營業を停止するなど、感染防止措置を更に強化（2月22日） ●ホーチミン市では、3月1日から学校等を再開（2月23日）
<p>マレーシア</p> <p>・感染者： 300,752名 (31,587名)</p> <p>・死亡者： 1,130名 (147名)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●国民及び永住権保有者の外国人配偶者と子供を対象に長期滞在ビザ未保有者の入国申請を許可（9月14日） ●9月21日から、事前の入国許可申請を免除されていた一部の駐在員等にも義務付ける一方、一時出国・再入国の対象に、緊急の場合のほか、公務・商用等を追加（9月18日） ●入国者の隔離期間を14日から10日に、入国前3日以内の検査で陰性の者は7日に短縮（12月15日） ●1月1日から、英国から入国する学生を除き、留学生の新規入国や通学を許可（12月22日） <p>2021年</p> <ul style="list-style-type: none"> ●2月1日からシンガポールとのビジネス往來を3か月間停止（1月30日） 	<p>2021年</p> <ul style="list-style-type: none"> ●一部地域を除き全国を対象に実施していた「活動制限令」について、対象地域や制限内容を見直し、制限令を四段階*に分けて感染拡大防止措置を継続（2月16日） ※制限が厳格な順番で、強化された活動制限令、活動制限令、条件付き活動制限令、回復のための活動制限令の四段階 ●強化された活動制限令の対象地域を除き、全国で小売店の營業、店内飲食、車両の最大座席数の乗車を許可（2月18日） ●3月1日から、全国の学校等を順次再開（2月27日）
<p>ミャンマー</p> <p>・感染者： 141,896名 (237名)</p> <p>・死亡者： 3,199名 (7名)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●隣接する国との国境を封鎖（3月19日） ●12月31日から、入国前14日以内に英国への渡航歴がある渡航者の入国を禁止（12月30日） <p>2021年</p> <ul style="list-style-type: none"> ●3月31日まで、全てのビザ（外交、国連機関等除く）の発給停止を延長（2月26日） ●3月31日まで、入国する全ての者に対する21日間*の隔離措置を延長（2月26日） ※外国人：航空機搭乗前の7日間（自宅隔離）、入国後に7日間（施設隔離）に続き、7日間（自宅隔離） 国 民：入国後に施設隔離14日間、自宅隔離7日間 ●3月31日まで、国際線の民間旅客機の着陸禁止を延長（2月27日） 	<ul style="list-style-type: none"> ●8月27日から、7月に再開された全国の高校を再度閉鎖（小学校、中学校は閉鎖を継続）（8月26日） ●9月2日から首都ネーピードーへの入域規制を強化（9月1日） ●9月26日から、ヤンゴン地域で実施している自宅待機等の行動制限をマンダレー等主要地方都市に拡大（9月25日） ●外出時のマスク着用を義務化。違反者には罰則が科される（10月5日） ●ヤンゴン地域で感染予防措置が取られた建設工事現場、縫製工場・中小企業の營業等を再開（10月13日） <p>2021年</p>
<p>ラオス</p> <p>・感染者： 45名 (0名)</p> <p>・死亡者： 0名</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●外国人の入国に係る手続き等（事前の入国許可、陰性証明書の提示、入国後14日間の隔離等）を発表（7月31日） ●市中感染がない国からの渡航者が入国時検査で陰性の場合、隔離場所として指定施設以外に自宅・ホテル等も許可（10月14日） <p>2021年</p> <ul style="list-style-type: none"> ●3月31日まで、国境閉鎖とビザ発給停止を継続（2月1日） ●3月31日まで、緊急の必要がある一部の外国人（外交官、国際機関職員等）の入国許可を継続（2月1日） ●外交官等一部の外国人を除く全ての入国者を対象に、モニタリング機器の装着、COVID-19保険の加入を義務化（2月26日） 	<ul style="list-style-type: none"> ●飲食店の營業時間を23時までまでに制限（8月31日） ●娯楽施設（カラオケ、バー等）の營業を再開（10月31日） <p>2021年</p> <ul style="list-style-type: none"> ●3月31日まで、コンサート・大型施設での行事の禁止を継続（2月1日）
<p>インド</p> <p>・感染者： 11,110,152名 (172,832名)</p> <p>・死亡者： 157,157名 (1,244名)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●隣接する国との国境を封鎖（3月16日） ●米、独、仏等との間で実施している航空便運行の規制緩和に、日本を含む複数の国を追加（9月19日） ●10月22日からEビザ、観光ビザ、医療ビザを除く全てのビザの効力を復活（10月22日） ●11月5日から陰性証明書（3日以内）を提示した渡航者に対して、入国後の14日間の隔離を免除（11月5日） <p>2021年</p>	<p>2021年</p> <ul style="list-style-type: none"> ●2月1日から、封鎖地域（感染危険地域）以外で、基本的に全ての活動にかかる制限を解除する一方、マスク着用等の感染防止策は引き続き義務付け（1月27日）
<p>スリランカ</p> <p>・感染者： 83,094名 (5,910名)</p> <p>・死亡者： 464名 (55名)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●到着ビザの発給を停止（3月11日） ●スリランカ発着便の全乗客に、陰性証明書（3日以内）の提示を義務化（10月15日） <p>2021年</p> <ul style="list-style-type: none"> ●特定の条件の下、国外からの観光客の受入れを再開（1月17日） ●主要空港であるバンダラナイケ国際空港等への商用便の受入れを再開（1月21日） 	<ul style="list-style-type: none"> ●公共の場でのフェイスマスク着用、1m以上の距離の確保、移動制限等の感染拡大防止策を実施。違反者には罰則が科される（10月15日） ●12月28日から、コロンボ等の一部地域が指定されている「隔離地域」の対象地域を見直した上で、感染防止措置を継続（12月27日） <p>2021年</p>

日本政府は、1月14日から緊急事態宣言が解除されるまでの間、カンボジア、シンガポール、タイ、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオス等との間で実施しているビジネスラック（重要なビジネス及び公的な目的に限った往來の許可）及びレジデンスラックの運用を停止した。